

**税務署からのお知らせ**  
**国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」は大変便利です**  
**www.nta.go.jp**

画面の案内に従って、金額などを入力すれば税額などが自動計算され、所得税・消費税の申告書や収支内訳書などが作成できます。申告会場へお越しいただくことなく、確定申告の手続を行うことができます。作成する前に、「e-Tax(国税電子申告・納税システム)」または「書面提出」を選択してください。

- 「e-Tax」: インターネットを通じて、申告書などのデータを送信
- 「書面提出」: 申告書などのデータを印刷して、添付書類と一緒に郵送などで申告

◎ **年金所得者の確定申告手続が変わります**

その年中の公的年金などの収入額が400万円以下で、雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、確定申告をする必要がなくなります。

- ※所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です。
- ※所得税の確定申告が不要の場合でも、住民税の申告は必要です。

◎ **行橋税務署の申告相談会場の開設期間が変わります**

- 申告会場 行橋税務署 別館会議室(行橋市門樋町1-1)
- 開設期間 2月1日(水)~4月2日(月)  
 ※土・日曜日及び祝日は休みです。申告相談にお越しの際は、公共交通機関などをご利用ください。

●問い合わせ先 行橋税務署 個人課税第一部門 TEL 0930-23-0582

**住民税の税制改正のお知らせ(平成24年度から適用)**

○ **扶養控除の見直し**

・ **年少扶養控除の廃止**

年少扶養親族(16歳未満の扶養親族)に係る扶養控除が廃止されます。  
 ※年少扶養親族の扶養控除は廃止されますが、住民税の非課税限度額の算定には扶養親族の人数が用いられます。  
 16歳未満の扶養親族についても申告書の扶養親族欄に記入をお願いします。

・ **特定扶養控除の上乗せ部分の廃止**

特定扶養親族(16歳以上23歳未満の扶養親族)は、16歳以上19歳未満の扶養親族に限って、扶養控除の上乗せ部分(12万円)が廃止されます。19歳以上23歳未満の扶養控除は現行どおりです。

**住民税の年少・特定扶養控除額**

控除対象扶養親族の年齢	現行の控除額 平成23年度まで	改正後の控除額 平成24年度から
16歳未満	33万円	<b>廃止</b>
16歳以上19歳未満	45万円	<b>33万円</b>
19歳以上23歳未満	45万円	

○ **同居の特別障害者に対する加算の組み替え**

これまで同居の特別障害者(重度の障がい者)の加算控除額(23万円)は配偶者・扶養控除の額に加算されていましたが、特別障害者の障害者控除(30万円)に加算され、控除額が53万円になります。

○ **寄付金税額控除の適用下限額の引下げ**

寄付金税額控除の適用下限額が5千円から2千円に引下げられます。(平成23年1月1日以降に支払いをした寄付金から適用されます。)

●問い合わせ先 税務課 税務係 TEL 72-3111(内線133)



**確定申告(住民税申告・国民健康保険税申告)の  
 受付日程をお知らせします**

確定申告の時期が近づいてきました。本年は下記の日程で受付します。間近になってあわてないように、今から必要書類・帳簿を整理しておきましょう。

※その他、詳細については2月号で掲載いたします。

受付日	8:30~12:00	13:00~16:30	会場
2月16日(木)	西友枝(1区、2区)	西友枝(3区、4区)	たいへいの里 (研修室)
17日(金)	東上(三田上り、大地原~大桐)	東上(峰、森、有田)	
20日(月)	東下(中村・下村)	東下(野間・小山田)	
21日(火)	土佐井(東・西・一ノ瀬)	土佐井(中・新谷)	
22日(水)	土佐井(下田井)	友枝地区で申告未済の方	唐原 コミュニティセンター
23日(木)	原井・有野	百留・上唐原(梶屋・薬丸)	
24日(金)	上唐原(重吉・保木ノ上・水出)	上唐原(寺小路)	
27日(月)	下唐原(川ノ上・宮本・小路・馬場)	下唐原(上野地・下野地)	
28日(火)	下唐原(小池・その他の下唐原地区)	唐原地区で申告未済の方	
29日(水)	申告書類整理のため受付できません。		
3月1日(木)	矢方	緒方	げんきの杜 (研修室)
2日(金)	成恒下	成恒上	
5日(月)	安雲西	安雲東	
6日(火)	尻高下ノ上、下ノ下	尻高上・中	
7日(水)	大ノ瀬	ハツ並	
8日(木)	中村	吉岡	
9日(金)	松本	西区	
12日(月)	東区	げんきの社会場対象地区の方で申告未済の方	
13日(火)	宇野垂水	垂水上区	上毛町役場 (2階 大会議室)
14日(水)	垂水中区	垂水下区	
15日(木)	申告未済の方(全地区対象)	申告未済の方(全地区対象)	

※所得税の還付を受けるための簡易な申告については、1月から税務署で受付できます。(詳しくは行橋税務署 電話0930-23-0582)

●問い合わせ先 税務課 税務係 TEL72-3111(内線133)

**固定資産税は毎年1月1日が課税の基準日です。**

次の場合は、税務課税務係までお知らせください。

1. **家を新築・増築したとき**

町内に家屋を新築もしくは増築された場合には、税務課までご連絡ください。職員が固定資産評価の調査に伺います。この調査は、家の間取りや部屋ごとの使用材料などを確認させていただくもので、所要時間は30分から40分程度です。  
 ※新増築された家屋の固定資産税は、完成した年の翌年から課税されます。

2. **家を取り壊したとき**

家屋の一部や全部を取り壊した場合には、税務課に届出が必要となります。取り壊した際には、できるだけ早く届出ください。  
 ※法務局へ滅失の登記をされた場合には必要ありません。

3. **固定資産税を納めている方が亡くなった場合**

土地・家屋の所有者(または納税管理人になられている方)が亡くなった場合は、税務課で手続きが必要です。まだお済みでない方は、税務課の窓口までお越しください。

●届け出・問い合わせ先 税務課 税務係 TEL72-3111(内線135)

